

シティプロモーション推進業務に係るプロポーザル実施要領

公表日：令和8年4月27日
(2026年)

1 契約概要

- (1) 業務名称：シティプロモーション推進業務
- (2) 目的：本市において地域おこし協力隊を設置し、当該協力隊員を中心に情報発信サイトやSNS、交流イベント等を通じて、本市ならではの地域資源の魅力を「誰かに伝えたい」となるような内容として発信することで、市の認知度向上を図るとともに、共感の形成を促進する。さらに、イベントへの参加や本市への来訪、SNSでの情報共有などの行動を促すことにより、本市との継続的な関わりの創出・深化を図る。
- (3) 業務内容：別紙「シティプロモーション推進業務委託仕様書」及び別紙1「地域おこし協力隊設置支援業務」、別紙2「情報発信サイト改修内容」のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

12,257,250円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

※ 地域おこし協力隊設置支援業務（別紙「シティプロモーション推進業務委託仕様書」の2（1）及び別紙1「地域おこし協力隊設置支援業務」）については4,408,500円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、その他の業務（別紙「シティプロモーション推進業務委託仕様書」の2（2）から（5））については7,848,750円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者であること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 3 参加資格の（2）に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要等

(ア) 会社概要調書（様式3）

(イ) 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 本業務と同種の契約を履行した実績がある場合は、それを証する書類

履行実績調書（様式4）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書の写し等を提出すること。なお、複数の実績を有する場合は本業務と類似性の高いものから3件まで提出することとする。

オ 業務実施体制（様式 5）

カ 役員等調書及び照会承諾書（様式 6）

キ 委任状及び使用印鑑届出書（様式 7）

なお、カ及びキについては、和歌山市契約規則（平成 15 年規則第 83 号）の規定により競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、提出しなくてよい。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月） 17 時 15 分まで（必着）

(3) 提出場所

和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 本庁舎 4 階

市長公室 企画政策部 シティプロモーション課

Tel : 073-435-1013 Fax : 073-435-1254

E-mail : citypro@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に直接持参すること。

郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した場合も結果を送付する。

送付予定日：令和 8 年 5 月 21 日（木）

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問方法

電子メールもしくは質問書（様式 8）を持参又は郵送で提出すること。

なお、電子メールの場合は件名を「プロポーザル質問書」とし、質問書（様式 8）を添付すること。送信後、電話にてメールの着信の確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和 8 年 5 月 28 日（木） 17 時 15 分（必着）

(3) 質問先

4（3）に同じ。

(4) 回答方法

令和 8 年 6 月 2 日（火） 17 時 15 分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載（公開）する。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

様式は任意様式とし、次の項目については必ず記載すること。

○業務の実施方針…本業務の目的を踏まえ、想定するターゲット像を設定した上で、情報発信サイトの運営、SNS活用、イベント等の各施策をどのように連携させながら目標値（シティプロモーション推進業務委託仕様書2（3）ア参照）の達成に向けて本業務を遂行するための基本的な考え方、手法及び実施方針について具体的に記載すること。

○地域おこし協力隊…募集要件など具体的な提案を明記した上で、どのような手段で募集するかも提案すること。過去に本業務と同種の業務を行ったことがある場合は、その実績も明記すること。

○コンテンツ企画…企画コンセプト、全体の構成案、デザイン案など、掲載コンテンツの企画内容について具体的に提案すること。（本文はダミー文章でも可）

○サイト改修内容…別紙「シティプロモーション推進業務委託仕様書」2（2）及び別紙2「情報発信サイト改修内容」参照の上、その他課題や改修すべき内容について具体的な提案を行うこと。また、提案内容が分かるよう、改修後のトップページの構成及びデザインの方向性が分かるイメージ図を盛り込むこと。

○イベント内容・SNS キャンペーン…具体的な提案を行うこと。

○実施体制図

○業務フロー図及び実施スケジュール

(イ) 別紙「シティプロモーション推進業務仕様書」に記載の業務内容に修正すべき事項がある場合はその理由を記載したうえで、修正すること。

(ウ) 別紙「シティプロモーション推進業務仕様書」に記載の業務内容以外に実施すべき業務項目があると考えた場合はその詳細な内容を記載すること。

イ 参考見積書

(ア) 任意様式とする。

(イ) 積算内訳を明示すること。

(ウ) 業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

(エ) 見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

(2) 提出部数等

正本1部及び副本5部（副本は写し可）とし、提出書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：Word、Excel、PowerPoint、PDF）

(3) 提出期限

令和8年6月11日（木）17時15分

(4) 提出場所

4(3)に同じ。

(5) 提出方法

4(4)に同じ。ただし、提出書類データのみは電子メールも可とする。

(6) 注意事項

ア A4判、左綴じ、両面8ページ(4枚)以内とする。

イ フォントサイズは11ポイント以上とする。

ウ 企画提案書等の提出は、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

企画提案者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。ただし、提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時等

ア 実施内容

企画提案書等の説明に20分以内、質疑応答10分程度とする。

イ 開催日時

令和8年6月19日(金)(予定)

確定した日時及び場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

ウ 説明者

3名以内とする。

エ その他

プロジェクター、スクリーン、モニターケーブルについては本市において用意するが、その他パソコン、レーザーポインター等必要なものについては企画提案者において準備し持ち込むこと。

(3) 評価結果の通知

評価結果はプロポーザル評価結果通知書(令和8年6月25日(木)送付予定)により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

なお、204/340点（6割）を最低基準とする。

(1) 企画提案の内容 310/340点

評価項目		配点
大項目	小項目	
実施体制	必要な知識、経験 類似業務の実績 業務実施体制、協力隊員のサポート体制 会社の所在地	50点
提案内容の的確性	実施手順、スケジュール 和歌山市の魅力を発信できる内容 業務の内容に沿った協力隊員の提案 本市の魅力を伝えられるサイトデザイン・改修案 本市との関係構築を促すイベント企画 参加しやすく関心を高めるキャンペーン企画	120点
見積金額	各項目の見積金額に対する妥当性 全体の見積金額の妥当性	100点
提案資料調製力	仕様の満足性 理解しやすい資料作成の工夫 新たな、高度な企画力、広報力等の提案	40点

(2) プレゼンテーション等の内容 30/340点

評価項目	配点
取り組み姿勢	20点
説得力	10点

(3) 評価結果の最も高い者が2者となった場合は、提案内容の的確性の項目の評価により受託候補者を特定する。

10 日程

次のとおり予定している。

公表	令和8年4月27日（月）	
参加資格確認申請書受付	令和8年5月18日（月）	17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和8年5月21日（木）	（予定）
質問の受付	令和8年5月28日（木）	17時15分まで
企画提案書提出	令和8年6月11日（木）	17時15分まで
企画提案評価	令和8年6月19日（金）	（予定）
結果通知	令和8年6月25日（木）	（予定）
契約締結	令和8年7月1日（水）	（予定）

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコストが、見積限度額（予定価格）を超過したもの

12 契約に関する事項

(1) 前払い制度

適用しない。

(2) 実績払い制度

本業務に係る委託料の支払いは、業務完了後の一括払いを原則とする。ただし、業務の円滑な遂行を図るため、業務期間中に1回に限り、既履行部分に係る実績に応じた額を支払うことができるものとする。

受託者は、令和8年7月1日から令和8年11月30日までの履行分について、実施報告書を提出し、本市による履行確認を受けた場合に限り、当該履行部分に相当する委託料の支払いを請求することができる。

なお実績払いの対象となる金額については、プロポーザル実施後の契約締結時において、見積書等に基づき履行内容を精査の上、受託者と本市が協議し、あらかじめ定めるものとする。実績払いの上限額は、契約期間（令和8年7月から令和9年3月までの9か月間）に対する当該履行

期間（令和8年7月から同年11月までの5か月間）の割合に応じて算定するものとし、契約金額の9分の5に相当する額を上限とする。

(3) 契約保証金

契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当するときは、免除とする。

(4) 契約書作成の要否

必要である。

1.3 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。なお選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用できるものとする。

(4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあたっては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。

(5) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。また、提出された企画提案書等は、本プロポーザルの選定に係る公表以外に、提案者に無断で使用しない。

(6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(7) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

(8) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。

(9) 受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する可能性がある。

(10) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。また、(4)により公表する事項を除き、審査内容及び審査結果の公開は行わないものとする。

(11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

(12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。

(13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、業務終了後5年間保管すること。

(14) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。

(15) その他必要な事項については、本市と受託候補者が別途協議のうえ定める。